



# 試験所認定制度について

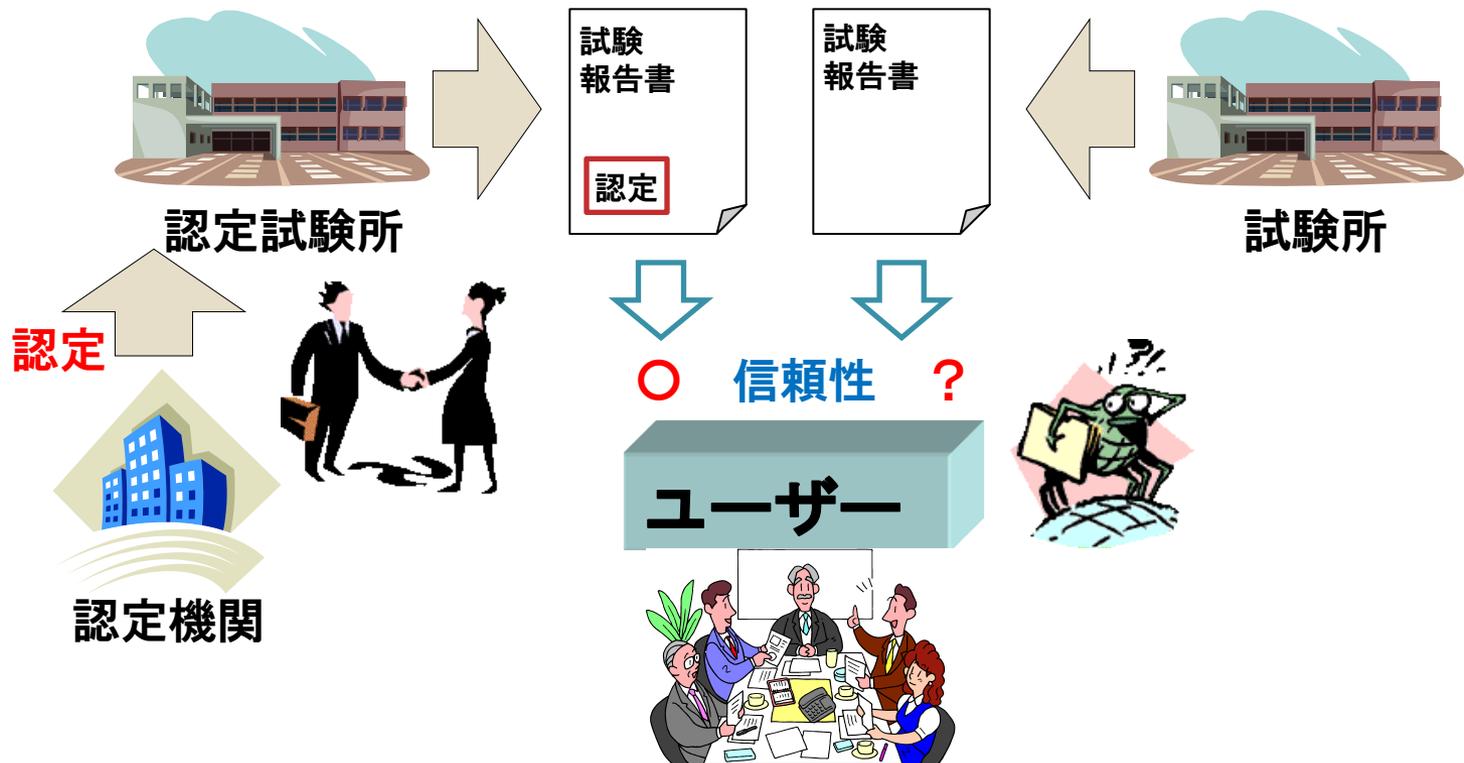
平成22年12月6日

経済産業省産業技術環境局

認証課

# 試験所認定制度とは

適合性評価者（試験所）の能力を第三者証明（認定）することにより評価（試験）結果の信頼性を担保する仕組み



# 試験所認定制度の特徴

## ● 技術的適格性の確認

- トレーサビリティ  
：測定設備は国家計量標準にトレーサブルであるか
- 不確かさ  
：測定値はどのくらいの曖昧さを持つか、推定は適切か
- 試験方法  
：測定方法は目的とする正しい値が出るものか(試験実施能力)

## ● 継続性

- 認定後に国際規格に基づくサーベイランス、技能試験参加を義務づけることで、技術的適格性、試験実施能力があることを継続的に評価
- 試験結果への信頼性を継続的に付与

## ● 国際規格の利用

認定機関、試験所ともに国際規格を適用

- 試験所：  
ISO/IEC17025
- 認定機関：  
ISO/IEC17011

## ● MRA（国際相互承認）

- 認定機関及び認定した試験所が国際規格に適合していることを認定機関同士が相互評価
- その結果としてMRAに署名
- MRA署名者は能力・結果の同等性を認め合い、相互に受入れ・活用
- その後も定期的に相互評価のフォローアップ

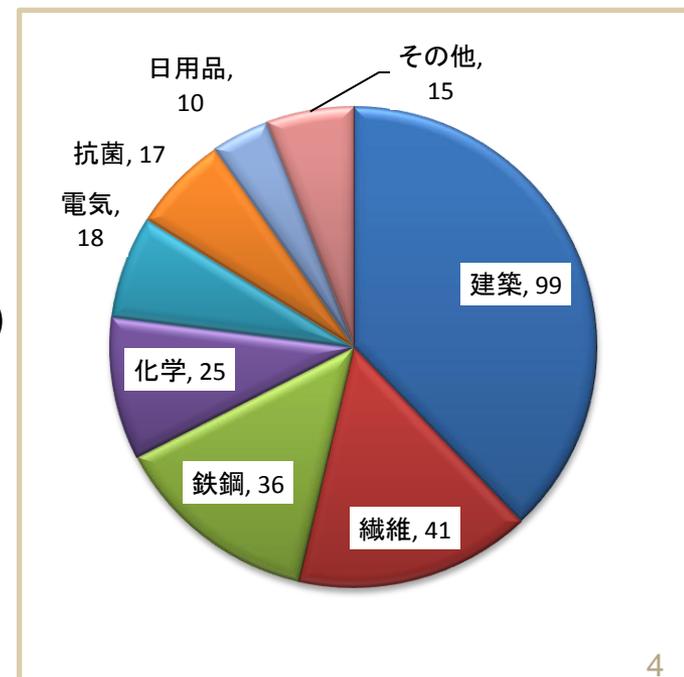
# 工業標準化法に基づく試験所認定制度 (JNLA)



JNLA: Japan National Laboratory Accreditation System

- 工業標準化法第57条に基づく試験事業者登録制度
- 鋳工業品に係るJIS規格に規定しているすべての試験方法が対象
- 登録基準はISO/IEC 17025
- 4年毎の登録更新制
- JIS認証取得の際の製品試験等に活用（生コン強度試験等）

分野別JNLA登録試験事業者数



# 国内の試験所認定制度



- I A J a p a n ( (独) 製品評価技術基盤機構 認定センター)

- 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度 (JNLA)
- 計量法に基づく校正事業者登録制度 (JCSS)
- 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP)
- 製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE)



- J A B ( (公財) 日本適合性認定協会)



- 化学試験、機械物理試験、電気試験及び複合試験 (消防法関連、船舶、建築建材、産業安全) などの分野の認定
- 電磁気量、幾何学量、力学量及び熱力学量などの校正機関の認定
- ISO 15189に基づく臨床検査室に対する認定

- V L A C ( (株) 日本電磁環境試験所認定センター)



- 機器のエミッション試験、EMC試験、通信端末機器関連の性能試験及び空気伝搬騒音試験を主業務とする試験所の認定

- J C L A ( (社) 日本化学工業協会日本化学試験所認定機構)  
※平成22年9月30日をもって認定事業を廃止→IAJapanへ

# 試験所認定制度の活用状況

- 国内の認定試験所数は右肩上がりに増加（10年前と比較して約4倍）
- しかしながら、海外の認定試験所数との比較では、いまだ国内の認定試験所数は少ない。

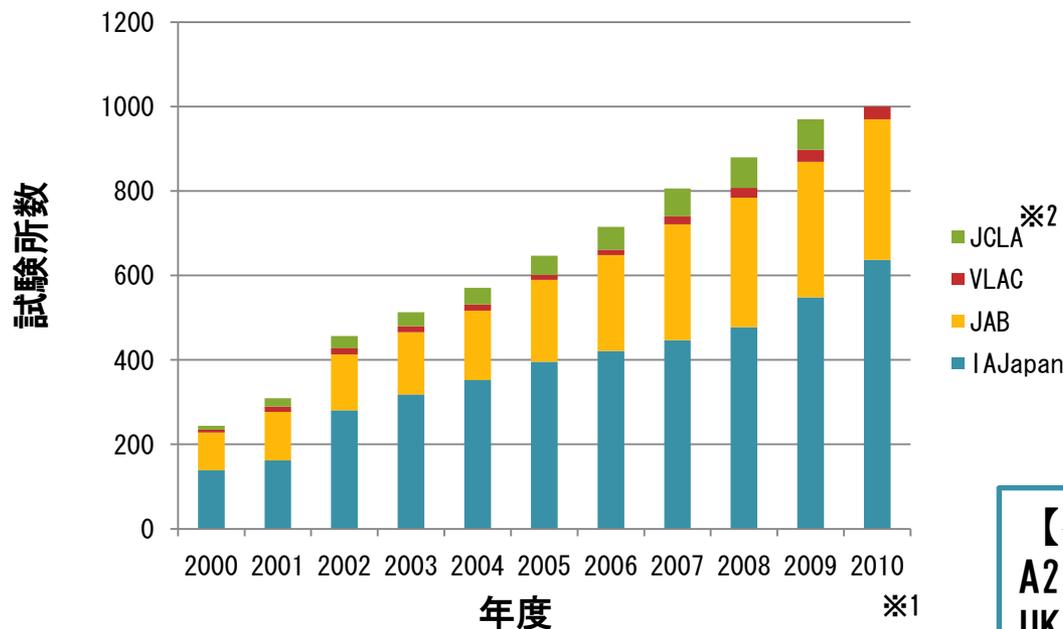


図 認定試験所数の推移

※1 各年度末の認定試験所数。ただし2010年は11月時点。

※2 JCLAは平成22年9月30日をもって認定事業を廃止  
JCLA認定事業者はIAJapanが受入れ

## 【参考】各国の認定試験所等数

A2LA (米国) : 約3,000

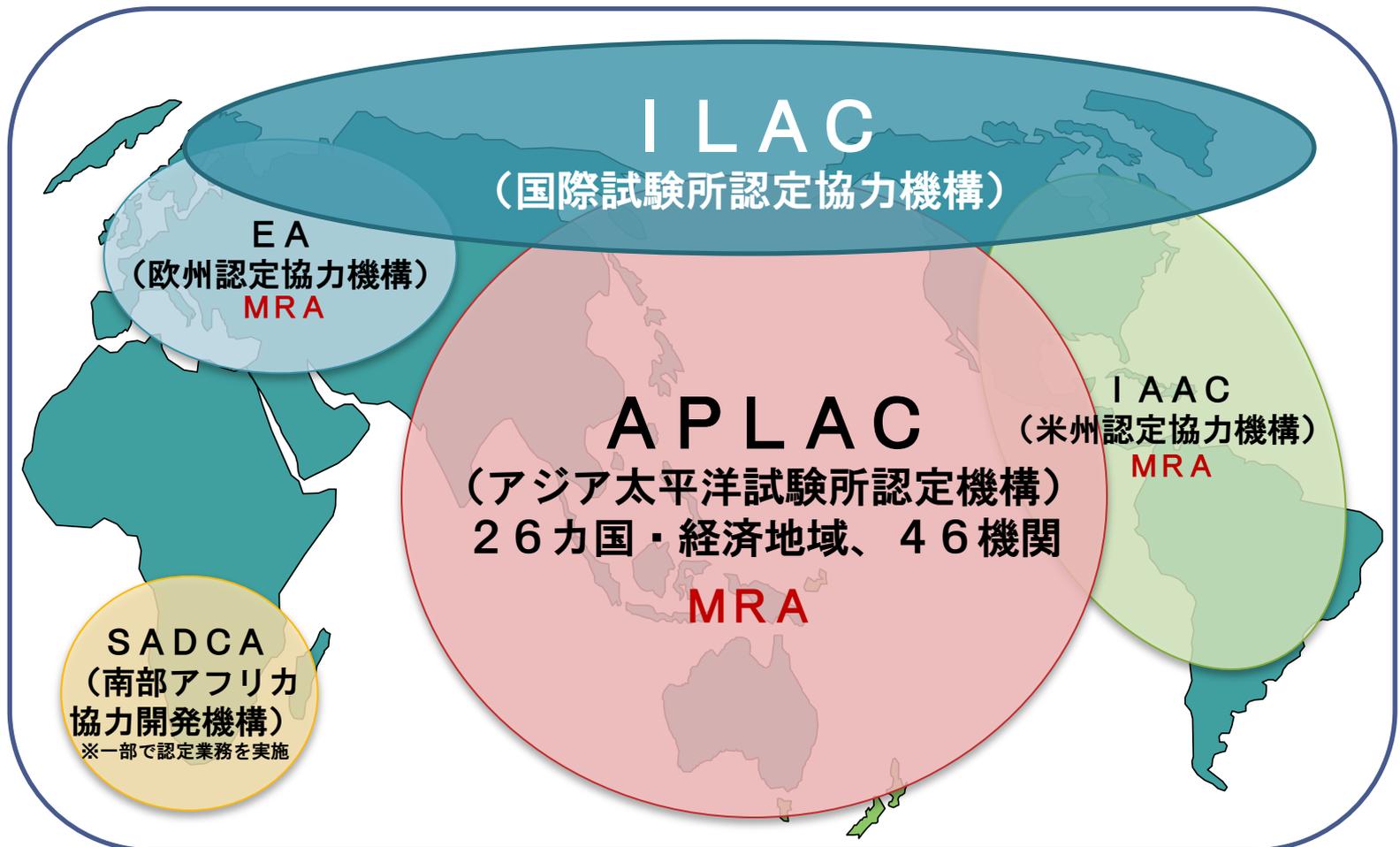
UKAS (英国) : 約2,000

CNAS (中国) : 約4,000

NATA (豪州) : 約3,900

# 認定機関相互承認の枠組み

ILAC (国際試験所認定協力機構) と APLAC 等の各地域協力組織は密接に連携。例えば、APLAC/MRA に加盟すれば、ILAC/MRA への参加資格を獲得。



# 試験所認定制度活用の実例

- 民間認証機関が運営するマーク認証制度への活用

家庭用品や繊維製品の抗菌加工マーク制度、カシミヤ100%タグ表示制度において、製品の適合性を確認するため認定試験所の試験データを活用

試験結果の信頼性を担保



(社) 繊維評価技術協議会  
SEKマーク



抗菌製品技術協議会  
SIAAマーク

- 韓国リチウムイオン電池に係る安全規制への活用

平成21年7月に韓国が導入したリチウムイオン電池の独自安全規制(IEC規格+ $\alpha$ )において、ILAC/MRA加盟の認定機関が認定した試験所の試験データを受入れ・活用

➡ リチウムイオン電池を韓国へ輸出する際に必要となる試験が日本国内で実施可能

貿易促進に貢献

# 試験所認定制度の意味

- 第3者認定による試験所の信頼性向上
- 試験報告書の受入れによるユーザーの負担軽減
  - ユーザー自らの調査・評価等の代替
  - 間接ユーザーへの信頼性の提供
- 貿易促進
  - MRAを通じた試験結果の国際的活用による海外市場へのアクセス支援 (One-stop Testing)
- 行政事務の一部代替
  - 強制法規や調達における検査・確認等の代替



# 最後に

- 試験所認定制度は、試験結果の信頼性を担保する仕組み
- MRAを通じた試験結果の国際的活用により、我が国製品の海外市場へのアクセスを支援
- アジア・太平洋域内での経済交流の活性化と国際貿易の増加に従い、信頼の置ける試験結果へのニーズは高まる方向